

## イメージグラフィックの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、洞爺湖有珠山ジオパーク協議会（以下「協議会」という。）が、イメージグラフィック（以下「IG」という。）の使用に関する手続・使用方法等を定めるものとする。

(IGデザイン及び制作者)

第2条 デザイン及び製作者は別掲のとおり。

(使用条件)

第3条 協議会は、本件IGの使用条件等を次のとおり定める。

(1) 営利目的で使用する場合は有償となり、その範囲、使用料等は別に定める。

(2) 次の場合は使用を認めない。

- ・当ジオパークの趣旨に反する団体、又は使用方法とみなされるとき
- ・地質資源、地球環境の保全に反する団体、又は使用方法とみなされるとき
- ・特定の政治活動や宗教活動に関連する団体、又は使用方法とみなされるとき
- ・協議会、関係者、その他第三者に不利益を与える団体、又は使用方法とみなされるとき
- ・公序良俗に反する団体、又は使用方法とみなされるとき

(3) 禁止事項

- ・使用が承認された場合でも、IGを自己のものとして使用、又は画像データを二次配布することはできない。

(使用対象者)

第4条 本要綱に沿った手続を行うすべての住民・企業・団体を使用対象とする。

(使用申請)

第5条 使用許可手続等は、使用希望者が、事前に「イメージグラフィック使用申請書」（様式1）により、協議会へ申請して行う。

(使用承認)

第6条 協議会は、申請書等に基づき、審査のうえ使用を承認するものについては承認書（様式2）により、申請者に通知する。

(使用の取消)

第7条 協議会は、次の各号の一に該当する場合には、IGの使用承認を取消し、使用物件の回収を求めることができる。

(1) 第3条に定める使用条件に違反してIGを使用したとみなされる場合

(2) 使用申請書の内容に虚偽があった場合

(3) その他、当ジオパークの趣旨に反する、又は公益を害する使用等、使用を継続させるべきでないと、協議会が判断した場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、IGの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成22年9月 日から施行する。